

シンガポールでの埼玉県産品レストランフェア募集要項

埼玉県産業労働部企業立地課

1 事業概要

埼玉県は、シンガポールの現地レストランで埼玉県産品を使った特別メニューを提供するレストランフェアを開催し、埼玉県産食品を食材として現地レストランにて開発したメニューを現地顧客に一定期間提供します。

2 実施体制

主催者 埼玉県企業立地課（以下「県」という。）

受託者 FIT/FLYITFOR PTE. LTD.（以下「受託者」という。）

3 募集概要

(1)期間

令和7年11月3日(月)から2週間(予定)

※ 知事が11月3日にレストランフェアの会場を訪問します。

※ 関連事業：シンガポールテストマーケティング支援事業

同時期に、現地商業施設において期間限定のポップアップショップを開催し、マーケットイン視点のテストマーケティングを行う「シンガポールテストマーケティング支援事業」が実施される予定です((公財)埼玉県産業振興公社主催)。当該事業の参加事業者の募集も行っています。詳細については別途「シンガポールテストマーケティング支援事業参加事業者募集要項」をご確認のうえ、あわせて申込をご検討ください。

なお、テストマーケティング支援事業の参加事業者の選定及び採択・不採択の通知は、(公財)埼玉県産業振興公社が行います。

(2)場所

シンガポールの日本食レストラン2店舗(会場は調整中)

(3) 対象事業者

以下の要件をすべて満たす事業者とします。(募集事業者は10者程度とします)

- ア 埼玉県内に本社または主要な事業所を有する中小企業者等(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者。
 - イ 出品する商品を製造企画し、自社商品として販売できること。
 - ウ 主に飲食店等への下記の対象品目を食材として提供できること。

エ 「埼玉県海外マーケティング推進コンソーシアム」の会員、または入会を予定していること。

(4) 対象の商品について

食料品のみとし、加工食品(麺類、調味料等)、小麦粉などの原材料品、飲料品(アルコール商品等)を対象とします。

※ 1事業者あたりの商品提示は、3品目までとし、現地ニーズとすり合わせた上でご提示いただいた商品から対象商品を県と受託者で選定いたします。

※ 選定後、7月頃にメニュー開発用等にサンプル品としてシンガポールレストランへ送付いたします。

※ 応募いただいた場合でも輸出規制等や、現地マーケット特性に適さないなどの理由により商品が選ばれない可能性があることをご承知おきください。詳しくは、別表(出品商品の条件)もご確認ください。

(5) 商品の取引について

レストランフェアに使用する商品について原則買取とします。買取価格に関しては、事業者とで相談の上決定させていただきます。商品の返却はいたしません。

※ 食材の量については別途受託者よりご連絡させていただきます。

※ サンプル品は無償提供となります。

4 事業スケジュール(予定)

日程	内容
6月～7月	参加事業者の募集 申込書類の確認、応募事業者へのヒアリング等実施
7月～8月	応募事業者の審査・参加事業者、商品の選定 事業者への選定結果の通知 事業説明会の開催(オンライン開催予定) 参加事業者への事前の助言 サンプル品の送付
8月～9月	レストランでのレシピ開発 メニュー撮影 専用ウェブサイト開発

10月	シンガポールへの商品発送 デジタルマーケティングによるレストランフェアの誘客 販促ツールの作成
11月	レストランフェア開催(2週間を予定) 現地消費者等を対象としたアンケートの実施

※ 上記事業スケジュールは予定のため、変更になる場合があります。

5 参加事業者の負担

- ・ 商品の国内輸送費用(参加事業者から受託者が指定する場所まで。)サンプル品の日本国内指定倉庫から現地への輸送は県が一括して行う予定です
- ・ レストランフェアを現地視察する場合の費用(航空券、現地宿泊費・交通費等。参加事業者が手配。)

6 参加事業者の選定

(1) 参加事業者の選定・結果通知

提出書類をもとに商品の出品可否等について審査を行い、採択・不採択を審査します。審査実施後、選定結果を速やかに申込事業者へ通知します。なお、選定結果に関する個別のお問合せにはお答えできませんので、ご了承ください。（現地渡航者を優先とします。）

※ 参加申込書は(公財)埼玉県産業振興公社の実施するテストマーケティング支援事業と共に通の様式ですが、決定通知は埼玉県産業労働部企業立地課から発出します。

(2) 参加事業者を対象としたキックオフミーティング

参加事業者の決定後、参加事業者を対象としたキックオフミーティングを実施します(オンラインで実施予定)。事業の進捗(メニューや取扱店舗の詳細)、11月3日のミニ商談会について情報共有する予定ですので、ご参加くださいますようお願いします。

開催日時等については、参加事業者に対して後日連絡します。

7 参加申込方法

(1) 必要書類

	必要書類	ファイル形式
1	共通参加申込書	Excelファイル
2	会社概要資料（会社パンフレット、会社HPの写し等）	PDFファイル等
3	出品商品のカタログ、チラシ等（商品の概要が分かるもの）	PDFファイル等

(2) 書類提出方法

上記必要書類の電子ファイルを、メールに添付して提出してください。ファイルサイズが大きい等の事情によりでメールに添付できない場合は、事前にご相談ください。

(3) 申込締切

令和7年~~7月7日(月)~~**7月25日(金)**午後5時必着 ※延長しました。

(4) 書類提出先

「埼玉県産品レストランフェア」は県主催の事業ですが、書類の提出は以下の「埼玉県産業振興公社」となります。

- ・ 公益財団法人埼玉県産業振興公社 創業・取引支援部 取引支援グループ
- ・ 提出先メールアドレス:sbsc@saitama-j.or.jp

※ メールの件名は「シンガポールにおける埼玉県産品販路拡大事業参加申込書」としてください。

※ 令和7年~~7月7日(月)~~**7月25日(金)**午後5時までに送信を完了してください。

※ メールの不達が生じた際の責任は負いません。

※ 提出後、電話にて送信した旨の連絡をお願いします。

(5) 申込にあたっての留意事項

- ア 提出された申込書類等は返却しません。
- イ 提出された申込書類は、採択に係る選定評価の目的にのみ利用し、その他の目的に利用しません。
- ウ 提出書類に不備や疑義がある場合など、再提出・追加提出を求めることがあります。
- エ 提出書類に記載の個人情報は、公社、県のプライバシーポリシーに従って取り扱います。収集した情報は、法令に基づく開示要求、本人の同意、その他特別な理由のある場合を除き、第三者には提供しません。
- オ 本事業の円滑な遂行のため、受託者において、個人情報の全部または一部についての取扱いをする場合も、公社、県と機密保持契約を締結の下、上記エ同様に対応します。
- カ 申込内容の確認等のため、公社、県または受託者から電話等のヒアリングを実施する場合があります。

8 事業の変更・中止

天災、政情不安その他、公社及び受託者の責めに帰さない事由が発生した場合、埼玉県

は事業の全部または一部について内容の変更及び中止ができるものとし、それにより生じた損害や不利益について、その責任を負わないものとします。

別表(出品商品の条件)

出 品 不 可	1 シンガポールの輸入規制に該当するもの。
商 品	事前に日本貿易振興機構(JETRO)のホームページを御確認ください。 https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/foods/exportguide/
	2 食料品に関しては、賞味期限が6か月未満のもの、 冷凍品・冷蔵品 。
	※冷凍品・冷蔵品も出品可に変更になりました。
	3 県、受託者、フェア実施レストランが不適切と判断した商品。

御不明点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

埼玉産業労働部企業立地課
国際経済担当 藤江・鈴木
電話:048-830-3766
メール:a3900-05@pref.saitama.lg.jp